

V章 実現に向けて

1. まちづくりの基本姿勢

1) 本計画に基づくまちづくり推進の基本的な考え方

本都市計画マスタープランは、将来のまちづくりのための基本的な指針です。

今後、本計画に基づき、都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施など、都市計画関連施策の推進を図るとともに、民間開発等の適切な規制誘導、地域のまちづくりに関する各種のルールづくりなど、ハード・ソフト両面にわたる総合的な施策の推進を図っていきます。

そのためには、市内部における総合的な連携や、国・県・隣接市町との広域連携の推進を図るなど、効率的・効果的なまちづくりに向けた連携を図るとともに、市民(住民・企業等)や交通事業者との連携・協力を図りつつ、市民と行政の協働のもと、まちづくりを推進していきます。

2) 協働によるまちづくりの基本的な考え方

「都市づくりの方針(目標)」の実現をめざして、市民と行政が適正な役割分担のもとに、対等な関係で互いに協力してまちづくりを進めます。

①市民(企業含む)の役割

市民は、地域住民間で連携を図りつつ、環境保全や景観美化活動の推進、身近な公園緑地等の管理、地区計画等のまちのルールづくりなど、住民主体の活動を進めるとともに、身近な生活環境の改善など、自らできることを積極的に行います。

企業は、地域社会の中で果たすべき役割についての意識を高め、地域の住民や行政と連携・協力を図りつつ、保有する専門的な知識や技術を活用し、地域との良好な共生・調和に留意しながら、商店街の活性化や魅力あるまちなみ形成等の活動を行います。

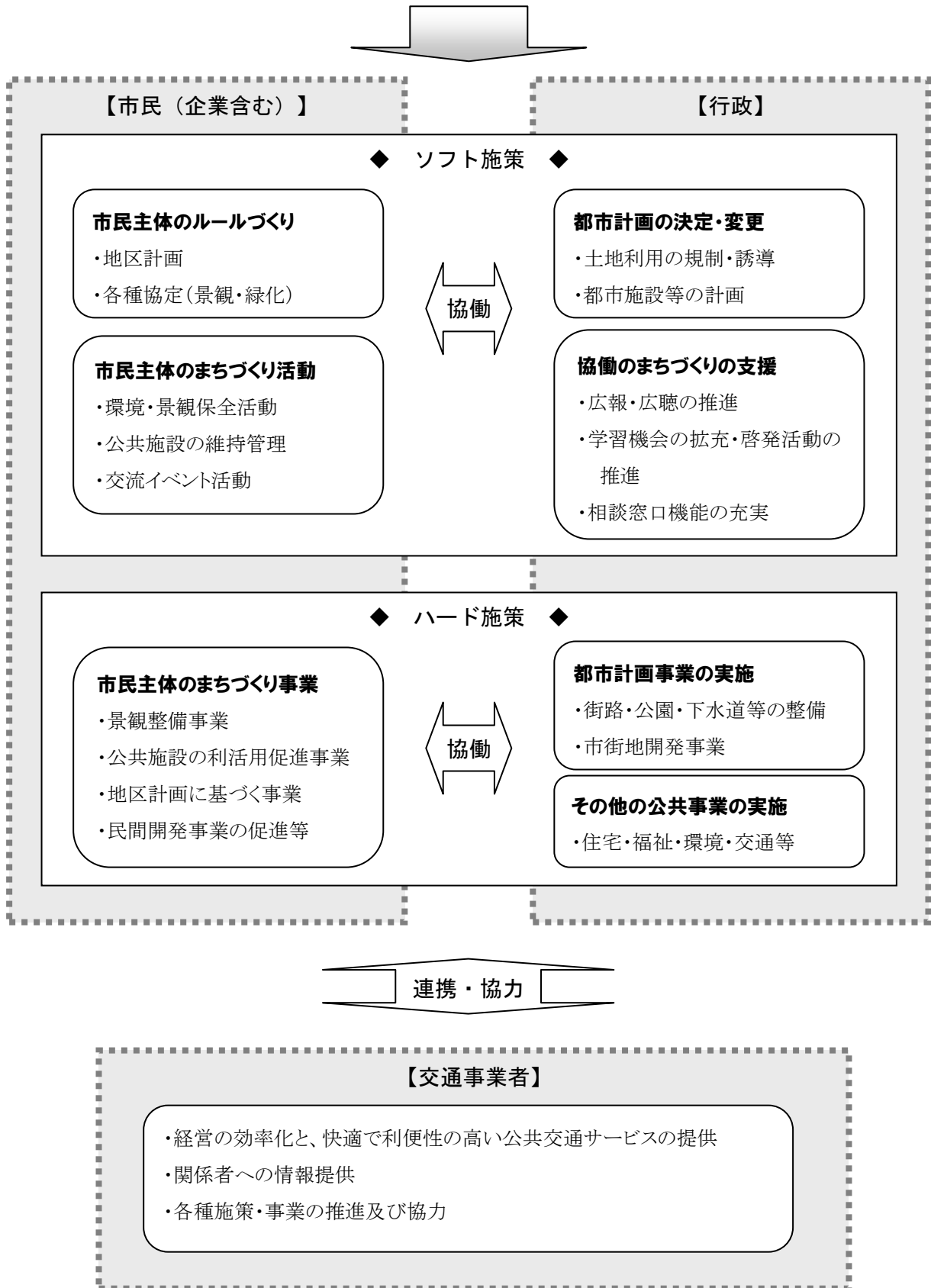
②行政の役割

まちづくりに関する市民ニーズの把握や、様々な情報の公開・発信を行うなど、情報の収集・提供を推進します。

また、市民が主体的に行うまちづくりの勉強や、まちづくり事業の推進等に対して、支援体制の充実を図り、それぞれの段階に応じて適切に支援を行います。

行政が率先して実施すべき基盤整備等の公共事業や、規制誘導の仕組みづくりについて、庁内や広域的な連携・体制を充実し、施策の推進を図ります。

『本都市計画マスタープラン』に基づく各種まちづくり施策の推進



2. 実現に向けての方針

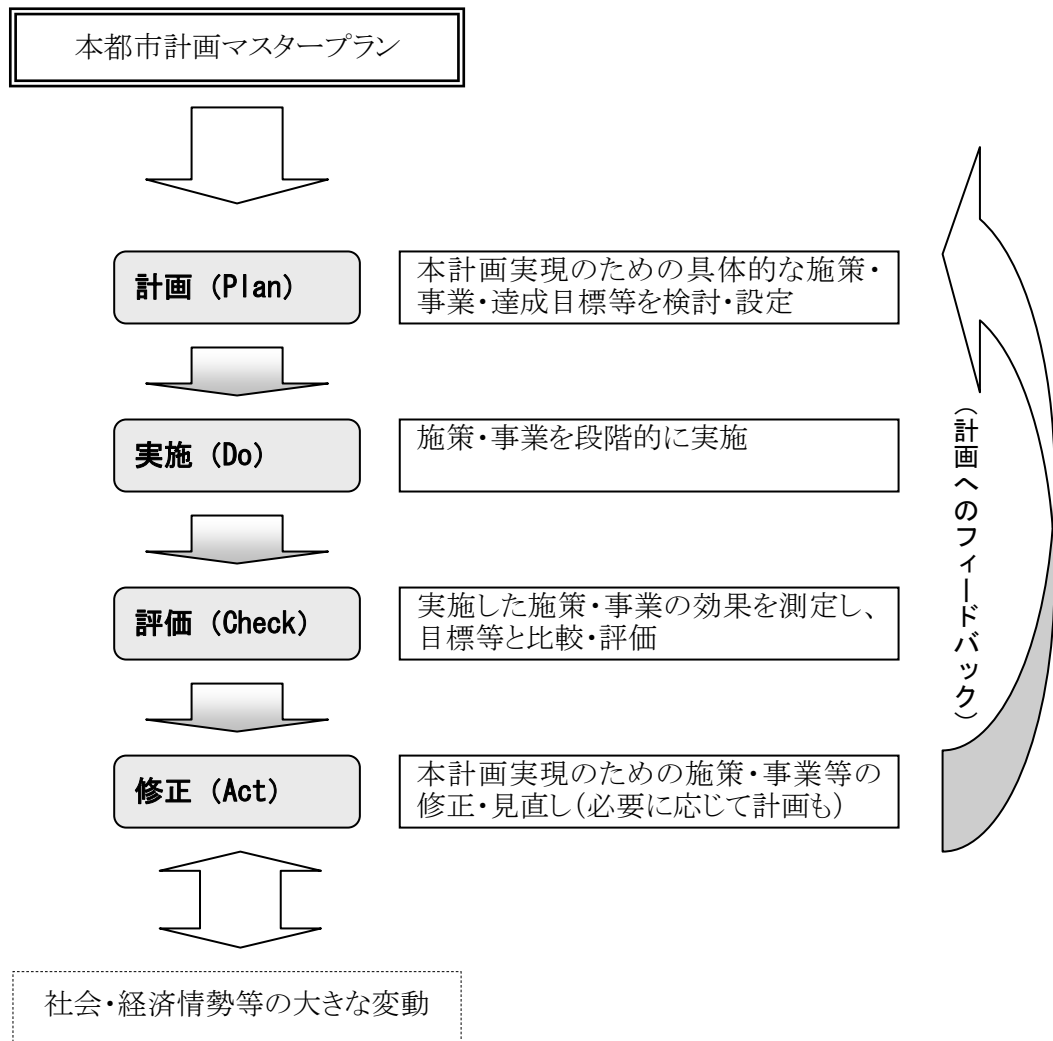
1) 都市計画マスタープランの進行管理

① 庁内推進体制の充実及び効果的なまちづくりの推進

本都市計画マスタープランの進行管理に関する横断的な庁内調整を継続的に実施するとともに、市民意向や市民・事業者等が主体的に実施する協働の取組みの熟度を踏まえつつ、効果の高い施策、必要性の高い事業について、重点的かつ効果的に推進していきます。

② 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね 10 年毎に見直しを図ることを基本としますが、社会・経済情勢等が大きく変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。



2) 協働体制の充実

①まちづくりに関する広報・広聴活動の推進

まちづくりや都市計画に関する住民ニーズを把握し、有効な施策展開に活かしていくため、住民のまちの環境や施策への評価も含めた住民意向把握を行うアンケート調査や市政モニター、タウンミーティング等の持続的な取組みを推進します。

また、まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や、優良なまちづくり活動の活性化につながるような、各種の市政・計画情報や、まちづくり支援制度等の紹介、優良活動・事例の紹介など、積極的な情報発信に努めます。

②まちづくりの多様な学習機会の拡充

専門家等による講演・講習会の開催や事例の紹介、まちづくりシンポジウム等のイベント開催、まち歩き・まち探検、ウォーキングラリー等の地域を知る交流イベントなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、多様な学習機会の拡充を推進します。

③まちづくりに関する相談窓口機能の充実

住民や事業者のまちづくりに関する主体的な活動について、情報提供や意向把握、助成や勉強会開催等の支援など、総合的かつ適切な支援と対応を図るため、市役所等における相談窓口機能の充実と、庁内連携体制の強化を図ります。

④まちづくり活動に対する支援の充実

住民が主体的に地区のルールづくりや計画検討、及び具体的なまちづくり活動や事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、専門家の派遣、NPOや住民団体等への支援、都市計画制度(地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定、都市計画提案制度等)等の各種支援制度の紹介と活用促進、実現化の調整、大学等の関連公共機関との連携調整など、総合的な観点から住民主体のまちづくりを支え、推進する体制の強化を図ります。

また、住民団体等が自主・自発的に提案・実施する公益的な「住民企画提案事業」、とりわけ、「まちの環境の魅力化・個性化」や「まちづくりを通じたコミュニティや賑わいの強化」につながるような積極的かつ創意工夫あふれる取組みに対して、支援の充実を検討します。

⑤公共施設の維持や利活用の促進

公園・道路・河川・公共施設等について、適切な維持管理、良好な景観形成、住民に利用され親しまれる公共施設の環境づくりをめざし、公共施設の維持(清掃等)や利活用の促進(景観形成等への自主的な取組み、利活用イベント等)に関する企画運営等)を図ります。

都市計画制度等を活用した有効なまちづくりの推進

都市計画マスタープランに即したまちづくりを有効に推進していくため、都市計画制度等の各種のまちづくり制度・手法の適切な運用と活用促進を図ります。

①都市計画制度の活用

区域区分、用途地域、特別用途地区、風致地区、都市計画道路、都市計画公園・緑地、地区計画、市街地開発事業など、都市計画制度の適切な活用を図ります。

【地区計画とは】

身近な地区において、良好な都市環境を形成するために、地区の将来像やルールをつくり、建物の用途・高さ等を定め、道路や公園・緑地等を整備していく地区レベルの都市計画のことです。地区計画では、土地や建物の所有者等の地区住民が主体となって話し合い、協力しながら地区の実状にあった計画をつくり、必要な内容を市が都市計画等に定め、地区の将来像を、時間をかけながら実現していきます。

②都市計画の提案制度の活用

市民が地域のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むことを支援する仕組みとして、土地利用者やまちづくりNPO法人等が一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者の同意を得て、市や県に対して都市計画の決定や変更の提案ができる「都市計画の提案制度」が創設されました。

このため、市や県は、土地所有者など市民から提出されたまちづくりの提案について、都市計画マスタープラン等との整合性や提案された土地の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて、都市計画の決定または変更を行うことになりました。

本市では、今後、「都市計画の提案制度」の活用に向け、市民への啓発を図るとともに、庁内の組織体制や手続きの整備、また、必要に応じて条例の整備についても検討していきます。

③諸制度の活用

自然・歴史・文化資源等の地域資源を活かし、地域の特性・課題に応じたまちづくりを進めるため、建築協定、緑地協定、景観協定等の各種の市民間ルールの活用促進を図ります。

【建築協定とは】

住宅地等の良好な環境を形成するために、土地や建物の所有者など地区住民の合意により、建築物に関する基準（敷地、用途、形態、意匠等）を定め、守ることを約束する制度です。

【緑地協定とは】

健康で文化的な住宅地の生活環境を確保するために、住民全員の合意のもとに、樹木の種類や植栽場所等のルールをつくり、区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進を図るものです。

【景観協定とは】

景観法に基づき定めた景観計画区域内において、一団の土地の所有者等が、全員合意のもとに、建築物の形態意匠や屋外広告物に関する基準、緑地等の良好な景観資源の保存や緑化等のルールをつくり、区域内における個性ある美しいまちなみや良好な景観の形成を図るものです。

地域生活拠点等における地域住民主体のまちづくりの促進

地域生活拠点等において、地域住民が主体的に「地域・地区のまちづくりのあり方」を考え、自助・共助の基本的な考え方のもと、「まちづくりや事業」に取り組んだり、地域がよくなるような生活行動（ライフスタイル）を実施するなど、地域住民の主体的かつ創意工夫あふれる、まちづくりの取組みを積極的に指導・誘導及び支援していきます。

各地域で、まちづくり協議会を立ち上げ、地域の課題や協働の取組みの熟度に応じて、できることから、学習、計画づくり、ルールづくり、具体的なまちづくりアクションへと実践していく活動を支援していきます。

また、市全体の「連絡協議会」でノウハウや成果等の共有を図りながら、各地域の連携・交流による活動促進をめざします。

